社会福祉法人
世田谷区社会福祉協議会

令和７年度 第１回評議員会

議　事　録

令和７年６月２７日

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会
令和７年度 第１回評議員会議事録

１．開催（招集）通知年月日

令和 7 年 6 月 19 日（木）

２．開催の日時及び場所

（1）日時　　　　令和 7 年 6 月 27 日（金）午後 2 時 00 分～午後 3 時 32 分
（2）場所　　　　梅丘パークホール　北沢区民会館別館
　　　　　　　　（世田谷区松原６－４－１）

３．評議員現員数

６３名　（令和 7 年 6 月 19 日現在）

４．出席評議員数及び氏名

（1）出席評議員数　４４名

（2）氏名

世田谷地域	北沢地域	玉川地域	砧地域	烏山地域
富澤　美智代	重田　朗子	増田　キヨ子	丸山　晴男	島田　益吉
大久保　梢	滝澤　葉子	清水　益子	吉川　百合子	宮坂　公子
山﨑　和則	都﨑　裕子	矢嶋　禮子	石井　優子	原島　十一
芳澤　容子	松尾　照子	前田　美智子	妹尾　廣子	山本　伸子
安土　美智子	狩野　千賀子	野村　君子	原島　二三代	並木　正道
村上　知惠子	河野　清	鎌田　嘉次	福田　公英	杉田　紀子
西垣　禮子	増山　晶一	黒木　勉		小磯　満
香西　裕子	大塚　紀子	榎本　善子		
滝嶋　秀夫	中村　佳壽子	杉田　春義		
須藤　和代	上田　啓子			
谷﨑　茂保	杉山　真生子			

（3）欠席評議員氏名

北野康子、岡庭茂行、山口美惠子、高木照子、吉岡榮子、髙橋直之
池田紀明、染野和夫、豊田和江、粕谷孝一、小島和子、髙橋聰子、髙橋節子、吉岡靖之、岡幸子、荒川和茂、安藤久信、石井敏春、安藤正

（4）役職者、監事出席者氏名

役職者：吉村俊雄、鈴木賢治、岡崎克美、西崎守、髙橋和夫

監事　：近造廸夫、丹羽克裕

５．議長

並木評議員

６．決議に特別の利害関係を有する評議員

役員の選定　妹尾評議員

７．議題

決議事項

議案第１号　令和６年度計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

議案第２号　令和７年度補正予算（第一次）

議案第３号　社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役員の選定

６．報告事項

（１）令和６年度事業報告について

（２）予算の流用について

（３）社会福祉法第５５条の２の規定に基づく社会福祉充実残額の算定について

（４）会長及び常務理事の職務執行状況の報告について

（５）令和６年度債権の免除について

（６）社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会評議員の選任について

（７）社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会評議員選任・解任委員会委員の選任について

（８）役員賠償責任保険契約の決定について

（９）令和６年度世田谷区社会福祉協議会会員会費の実績について

（１０）（仮称）福祉喫茶の今後のあり方 ―機能改善に向けた見直し―（案）について

（１１）第２３回地域福祉推進大会について

７．その他

（１）ＣＳＷ実践・地域づくり事例集（冊子）の配布について

（２）令和７年度事業計画・予算書（冊子）の配布について

（３）会員会費募集の新たな取り組みについて

（４）令和７年度理事会・評議員会等スケジュールについて

８．評議員会の議事の経過の要領及びその結果

午後２時 00 分、長岡事務局長より、議長が決定するまでの間、進行を務める旨の周知があり、事前配布資料の確認の後、今回の評議員会開催に至る経過について報告がなされた。

評議員総数 63 名のうち、44 名の出席があり、評議員会が成立していることが確認されたのち、長岡事務局長より開会が告げられた。

続いて、吉村会長より、出席している評議員に向けて挨拶があった。

その後、事務局より、評議員会の召集通知に基づき、決議事項に特別の利害関係を有する評議員の有無について確認がなされ、本日の議案に関して該当する評議員が一名いる旨の報告があった。該当する評議員（妹尾評議員）は次期役員候補者として地域より推薦されている。ここで役員の選任は、定款第１９条により評議員会の決議により選任するが、社会福祉法第 45 条の９に特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができないと規定されていることから、本議案の議決をお諮りする際、妹尾評議員は議決に加わることができない旨を報告した。

続いて、出席評議員による互選により議長の選出が行われ、並木正道評議員が議長に就任した。

議長からは、宮坂公子評議員および原島十一評議員を議事録署名人に指名する提案があり、出席評議員より了承された。

（1）決議事項

議案第１号 令和６年度計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

本議案は報告事項1「令和６年度・事業報告について」、報告事項2「予算の流用について」、報告事項 3「社会福祉法第５５条の２の規程に基づく、社会福祉充実残額の算定について」を一括して説明を行なった。事業報告は長岡事務局長から説明を行ない、決算・その他関連事項は雨宮総務課長から説明を行なった。

・長期化する物価上昇等により、孤独、孤立化や生活困窮をはじめ複雑化、複合化した課題、制度の狭間にある課題が顕在化した。
・住民の地域生活を支える事業を実施するとともに、生活に困窮する方や様々な生活課題を抱える方への支援に取り組んだ。
・世田谷区地域保健医療福祉総合計画と連動した第 4 次世田谷区地域福祉活動計画を作成した
・法人の収益性を表す指標、サービス活動増減差額比率や経常増減差額比率は安定している。
・事業活動資金収支差額率が-0.7パーセントとなり、例年よりも定年退職者が多く、退職金支出が増大したことが理由となった。
・補正/流用後予算と決算に 3.3%の乖離が生じたが、予算編成方法を変更してから徐々に予算と決算の乖離が小さくなっている。

並木議長　　それでは、本件に関してご意見、ご質問はございませんか。

並木議長　　ご質問がないようでしたら、お諮りしたいと存じます、議案第1号は原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。

（拍手により全員賛成）

並木議長　　ご異議がないようですので、議案第1号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第２号　令和７年度補正予算（第一次）

令和７年度補正予算（第一次）について、雨宮総務課長から説明があった。

・補正額：1,302 万 4,000 円。
・1点目（パソコン）： サブスクリプション契約による支出科目の変更。

並木議長　それでは、本件に関してご意見、ご質問はございませんか。

並木議長　ご質問がないようでしたら、お諮りしたいと存じます、議案第２号は原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。

（拍手により全員賛成）

並木議長　ご異議がないようですので、議案第２号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第３号　社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役員の選定

社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会役員の選定について雨宮総務課長から説明があった。

・役員選任基準を基に各選任区分において候補者１名ずつについて説明を行なった。
・町会総連合会会長職の選任区分は、現在欠員。６月末の総会にて会長が選任されるため、推薦依頼後、１１月の評議員会にて諮る予定。
・任期は令和７年定時評議員会終結時から令和９年定時評議員会終結時までとなる。

並木議長　それでは、本件に関してご意見、ご質問はございませんか。

aa

並木議長　ご質問がないようでしたら、お諮りしたいと存じます、冒頭説明した社会福祉法第 45 条の９に特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができないと規定されていることから、本議案の議決をお諮りする際、妹尾評議員は議決に加わることができない旨を確認しました。議案第３号は原案のとおり、承認してよろしいでしょうか。

（拍手により全員賛成）

並木議長　ご異議がないようですので、議案第３号については原案のとおり同意することに決定いたしました。

（２）報告事項

議長の指示により、以下の事項について事務局より報告を行った。先ほど報告事項１

から報告事項３は事務局の説明が済んでいるため、報告事項４「会長及び常務理事の職務執行状況の報告について」から説明を行なった。

（４）会長及び常務理事の職務執行状況の報告について
報告趣旨：雨宮総務課長　会長・常務理事の職務執行状況：長岡常務理事

（５）令和６年度債権の免除について
雨宮総務課長
（６）社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会評議員の選任について
雨宮総務課長
（７）社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会評議員選任・解任委員会委員の選任について
雨宮総務課長
（８）役員賠償責任保険契約の決定について
雨宮総務課長
（９）令和６年度世田谷区社会福祉協議会会員会費の実績について
雨宮総務課長
（１０）(仮称) 福祉喫茶の今後のあり方 ―機能改善に向けた見直し―（案）について
松田地域福祉課長
（１１）第２３回地域福祉推進大会について
山本連携推進課長

（3）その他

議長の指示により、以下の事項について事務局より報告を行った。
（１）ＣＳＷ実践・地域づくり事例集（冊子）の配布について
金安局次長
（２）令和７年度事業計画・予算書（冊子）の配布について
雨宮総務課長
（３）会員会費募集の新たな取り組みについて
雨宮総務課長
（４）令和７年度理事会・評議員会等スケジュールについて
雨宮総務課長

並木議長　以上をもちまして本日の議案及び報告事項は全て終了いたしましたが、皆様から何かご意見はございませんか。

(特になし)

９．閉　会

以上をもって議事を終了したので午後 3 時 32 分に議長が閉会を宣し、解散した。

上記の決定を明確にするため議事録署名人において次に記名押印する。

令和　　　年　　　月　　　日
署名人

令和　　　年　　　月　　　日
署名人

令和　　　年　　　月　　　日
署名人